

○福島市都市計画審議会条例

平成十二年三月三十日

条例第二十号

(設置)

第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第七十七条の二第一項の規定に基づき、福島市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第一条の二 審議会は、法第七十七条の二第一項及び第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項について調査審議する。

一 都市計画法に基づく開発許可の基準等に関する条例(平成十五年条例第二十四号)第十条第一項に定める事項

二 都市計画法に基づく地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成十五年条例第二十五号)第五条第三項後段に定める事項

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員及び臨時委員)

第三条 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

一 学識経験のある者 七人以内

二 市議会の議員 六人以内

三 関係行政機関又は県の職員 三人以内

四 市の住民 四人以内

2 前項第一号及び第四号の委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員が、委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

5 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

7 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、第三条第一項第一号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第七条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、会長の指名した委員八人以内をもって組織する。

- 3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の福島市都市計画審議会条例第四条第一項第一号及び第二号の福島市都市計画審議会の委員として委嘱されている者は、その残任期間中は、改正後の福島市都市計画審議会条例により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成一五年条例第二三号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。